

告示

埼玉県告示第千二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット美女木店

埼玉県戸田市美女木千三百二十三―六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 違法駐車等が発生しないように、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。

(2) 店舗周辺の道路（歩道含む）において、車両及び歩行者が安全に通行できる環境を創出するため、交通整理員の配置や警備員等による見回り、注意喚起等、違法駐車車両や放置自転車の防止対策について、配慮するようお願いいたします。

(3) 違法駐車させない雰囲気づくりのため、違法駐車を禁止する表示をする等の対策を講じるようお願いいたします。

(4) 監視カメラの設置や警備員による見回りの実施、犯罪防止啓発ポスターの掲示等、防犯対策に配慮するようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十日から平成二十七年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター